

同窓会員 SC 施設利用証

(表面)

(裏面)

<p>No</p> <p style="text-align: center;">同窓会員 SC 施設利用証</p> <p>本証で愛媛学習センターを利用できます。</p> <p>氏 名 _____</p> <p>旧学生番号 _____</p> <p style="text-align: right;">放送大学愛媛学習センター所長</p>	<p>【注意事項】</p> <ol style="list-style-type: none">1 施設を利用するときは、常に所持するとともに、学習センター職員の請求があったときには、これを提示してください。2 許可証は他人に貸与し、又は譲渡してはいけません。3 施設利用は学生を優先しますので、混雑時（単位認定試験日など）はご遠慮ください。4 学習センターの利用規則を守ってください。規則を守らない場合は、許可を取り消す場合があります。
---	---